



学校法人三位一体会 暁の星幼稚園 寄付金募集趣意書

学校法人三位一体会
理事長 三村隆治

暁の星幼稚園の教育の更なる充実と発展のために

1953年6月29日に三位一体の聖体宣教女会が個人立でスタートした暁の星幼稚園は、1969年7月31日に宗教法人立、1992年4月1日に学校法人立となり、現在（2023年）に至っています。

キリスト教精神に基づき一斉保育の開園でありましたが、1972年にモンテッソーリ教育を一部取り入れ、試行錯誤の時を経て1979年頃からモンテッソーリ教育への移行も安定し、1995年頃には、190名の子供たちを、16名のスタッフが、子供一人一人の発達、能力に応じ適切な援助を通して人格形成の確立を目的として協力しあって、平和に育ちあっているとの記録があります。

60周年頃、自立経営か合併かの選択に際して「卒園児、地域の方々からの信頼に応え、この下関市の地の文化の中で育ってきた園として卒園生や地域の方々の手で育て、継続していくように自立し、前向きで一步踏み出し経営していくこと」を決議し、「子どもを一人の人格としてみていこうとしている」ということも共有して教育が受け継がれて参りました。

70周年を迎え、子どもたちの人口が減少していく現実の中、三位一体の聖体宣教女会のシスター方が目指してこられた「人格形成の確立、社会のよき一員となるよう教育を行う」ことを継続することができますように願い、より一層の教育環境の充実を図るため皆様からのご寄付を賜りたく、折り入ってお願い申し上げます。

人格形成の確立、社会のよき一員となるようにという長い射程を持った教育を今後も実践し、卒園児、地域の方々からの信頼に応え続ける園であり続けたいと強く願っております。何卒、寄付金募集の趣旨をご理解頂き、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

寄付金募集概要

1. 寄付金の目的

学校法人三位一体会における教育活動に対する支援を目的とします。

2. 随時受け入れさせていただきます。

3. 募集の金額

(1) 個人の寄付金 1口2,000円

(2) 法人の寄付金 1口5,000円

★金額にかかわらずありがたくお受けさせていただきます。

4. 税制上の優遇措置について

個人の方は所得税法にて、法人の方は法人税法による優遇措置が受けられます。下記にご案内いたします。

■個人の場合

○寄付金控除の内容について

所得税法 78 条第 2 項第 3 号に基づき、当該年中寄付金が 2,000 円を超えた場合は、確定申告することにより、所得の 40%を限度として所得の控除が受けられます。ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に、本学園が発行する「寄付金の領収書」および「特定公益増進法人証明書(写)」の 2 点を添付の上、所轄税務署に確定申告してください。上記書類は、寄付金が本法人に入金され次第お送りいたします。

■法人の場合

○寄付金控除の内容について

法人からの寄付は、寄付金額が当該事業年度の損金に算入され、法人税法上、以下の 2 種類の優遇措置のいずれかをお選びいただけます。

【1】特定公益増進法人に対する寄付金

1. 文部科学省の「特定公益増進制度」を利用した寄付金となります。
2. 一般寄付金の損金算入限度額と別枠で、損金として算入できます。
3. この寄付金による損金算入は、本学園が発行する「寄付金の領収書」と「特定公益増進法人証明書(写)」2 点を添付の上、手続きができます。
4. 上記書類は寄付金が本法人に入金され次第お送りいたします。

【2】受配者指定寄付金

1. 日本私立学校振興・共済事業団(以下、事業団)を通じて寄付者が指定した学校法人に寄付して頂く制度で、寄付金の全額が当該事業年度の損金に算入できます。
2. 損金算入の手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。
3. 上記書類は、事業団から本法人宛に送付されますので、その後お送りいたします。

※事業団による、「寄付金受領書」の発行には事業団への入金および書類の到着確認後、2～3週間要し、なお、企業の決算期間等により寄付金が集中する場合は1か月程度要することがあります。

6. 寄付の申込方法

個人の場合、あるいは特定公益増進法人に対する寄付金を選択される法人の皆様の場合は次ページの「寄付申込書」を本法人まで送付いただいた上で、お振り込みください。

受配者指定寄付金を選択される法人の皆様の場合は、寄付申込書・振込方法が異なりますので、事前に学校法人三位一体会へご相談ください。

寄付申込書

学校法人三位一体会暁の星幼稚園の教育・研究設備の整備および教育の充実に充てるための寄付を下記のとおり申し込みます。

年 月 日

学校法人 三位一体会
理事長 三村隆治 殿

記

(フリガナ) ()

寄付申込者ご名称 _____ 印
(法人の場合は、代表者をお書き下さい)

寄付申込者ご住所 〒 _____

電話番号 _____

寄付金額 金 _____ 円

寄付金振込予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

銀行口座名 山口銀行 新町出張所 普通預金 5023852
学校法人 三位一体会

【確認事項】

※ 当該寄付により、寄付によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別な利益を受けることはありません。
※ 三位一体会が設置する幼稚園の新入園児またはその保護者より、入園願書受付の開始日から入園年の12月末日までに賜ります寄付は税法上「学校の入学に関する寄付金」とみなされ、原則、税控除の対象となりませんので何卒ご了承ください。この事例に、該当する場合は下記の項目□にチェック✓をいれてください。(入園翌年1月からは新入生の保護者であっても所得控除の対象となります。)

□三位一体会が設置する幼稚園の新入園児、または新入園児の保護者であり、入園願書受付開始日から入園年の12月末日までの期間の寄付である。

□三位一体会が設置する幼稚園に入園願書を送付した方、またはその保護者であり、入園願書受付開始日から入園年の12月末日までの期間の寄付である。

※ 当該寄付が出資目的の寄付である場合、特定公益増進法人に対する寄付金控除等の対象外となります。この事例に該当する場合は下記の項目□にチェック✓を入れてください。出資目的とは「金銭等の財産を提供して株式や出資持分を取得する行為全般」を指すものです。

□この寄付は三位一体会への出資を目的とした寄付である。

※ お預かりした個人情報は、寄付に関わる手続き以外には使用いたしません。ただし、三位一体会に対する個人の寄付は所得控除や税額控除といった税制上の優遇措置が講じられています。これにより、お預かりした個人情報を文部科学省や地方自治体に提供する場合があります。また、当法人の1役員、2役員と親族関係を有する方、3役員と特殊の関係にある方からの寄付の情報は、条件によって閲覧に供する場合があります。

《送付先》〒750-0009 山口県下関市上田中町2-10-14 暁の星幼稚園